

○国家公安委員会告示第三十一号

技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号）第十七条第一項第二号の規定に基づき、技能検定、技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習であつて当該講習を修了した者が技能検定員審査又は教習指導員審査において一定の審査細目について審査を免除されることとなる講習及び当該免除される審査細目を次のように定める。

平成二十八年七月十五日

国家公安委員会委員長 河野 太郎

一 技能検定についての技能又は知識に関する講習

講 習	免除される審査細目
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員（大型）課程	技能検定員審査（大型）の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能
自動車安全運転センターが行う新任技能検定員	技能検定員審査（中型）の審査細目のうち、技能検

<p>(中型) 課程</p> <p>自動車安全運転センターが行う新任技能検定員</p>	<p>定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p>
<p>(準中型) 課程</p> <p>自動車安全運転センターが行う新任技能検定員</p>	<p>技能検定員審査(準中型)の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p>
<p>(普通) 課程</p> <p>自動車安全運転センターが行う新任技能検定員</p>	<p>技能検定員審査(普通)の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p>
<p>(大自二) 課程</p> <p>自動車安全運転センターが行う新任技能検定員</p>	<p>技能検定員審査(大自二)の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p>
<p>(普自二) 課程</p> <p>自動車安全運転センターが行う新任技能検定員</p>	<p>技能検定員審査(普自二)の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の</p>

二 技能教習又は学科教習の技能又は知識に関する講習

	<p>の運転技能に関する観察及び採点の技能</p>
<p>自動車安全運転センターが行う新任技能検定員 (大型二種) 課程</p>	<p>技能検定員審査(大型二種)の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p>
<p>自動車安全運転センターが行う新任技能検定員 (中型二種) 課程</p>	<p>技能検定員審査(中型二種)の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p>
<p>自動車安全運転センターが行う新任技能検定員 (普通二種) 課程</p>	<p>技能検定員審査(普通二種)の審査細目のうち、技能検定員として必要な自動車の運転技能並びに自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p>
<p>講習</p>	<p>免除される審査細目</p>
<p>自動車安全運転センターが行う新任教習指導員</p>	<p>教習指導員審査(大型)の審査細目のうち、教習指</p>

<p>(大型) 課程</p> <p>自動車安全運転センターが行う新任教習指導員</p>	<p>導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に必要な教習の技能及び教習指導員として必要な教育についての知識</p>
<p>(中型) 課程</p> <p>自動車安全運転センターが行う新任教習指導員</p>	<p>教習指導員審査(中型)の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に必要な教習の技能及び教習指導員として必要な教育についての知識</p>
<p>(準中型) 課程</p> <p>自動車安全運転センターが行う新任教習指導員</p>	<p>教習指導員審査(準中型)の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に必要な教習の技能及び教習指導員として必要な教育についての知識</p>
<p>(普通) 課程</p> <p>自動車安全運転センターが行う新任教習指導員</p>	<p>教習指導員審査(普通)の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に必</p>

	<p>要な教習の技能及び教習指導員として必要な教育についての知識</p>
<p>自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (大自二) 課程</p>	<p>教習指導員審査(大自二)の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に必要な教習の技能及び教習指導員として必要な教育についての知識</p>
<p>自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (普自二) 課程</p>	<p>教習指導員審査(普自二)の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能、技能教習に必要な教習の技能及び教習指導員として必要な教育についての知識</p>
<p>自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (大型二種) 課程</p>	<p>教習指導員審査(大型二種)の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能及び技能教習に必要な教習の技能</p>

<p>自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (中型二種) 課程</p>	<p>教習指導員審査(中型二種)の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能及び技能教習に必要な教習の技能</p>
<p>自動車安全運転センターが行う新任教習指導員 (普通二種) 課程</p>	<p>教習指導員審査(普通二種)の審査細目のうち、教習指導員として必要な自動車の運転技能及び技能教習に必要な教習の技能</p>

附 則

1 この告示は、道路交通法の一部を改正する法律(平成二十七年法律第四十号)の施行の日(平成二十九年三月十二日。以下「改正法施行日」という。)から施行する。

2 平成十九年国家公安委員会告示第七号(技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第二号の規定に基づき、技能検定、技能教習又は学科教習についての技能又は知識に関する講習であって当該講習を修了した者が技能検定員審査又は教習指導員審査において一定の審査細目について審査を免除されることとなる講習及び当該免除される審査細目を定める件)は、廃止する。

3 改正法施行日において現に自動車安全運転センターが行った講習で次の表の上欄に掲げるものを修了している者は、それぞれ、改正法施行日以後に自動車安全運転センターが行う講習で同表の下欄に掲げるものを修了した者とみなす。

新任技能検定員（中型）課程	新任技能検定員（中型）課程
新任技能検定員（普通）課程	新任技能検定員（普通）課程
新任技能検定員（中型二種）課程	新任技能検定員（中型二種）課程
新任技能検定員（普通二種）課程	新任技能検定員（普通二種）課程
新任教習指導員（中型）課程	新任教習指導員（中型）課程
新任教習指導員（普通）課程	新任教習指導員（普通）課程
新任教習指導員（中型二種）課程	新任教習指導員（中型二種）課程
新任教習指導員（普通二種）課程	新任教習指導員（普通二種）課程